

<b>第 1 7</b>	<b>特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出 (新基準適合期限延長) (浮き屋根新基準適合期限延長)</b>
--------------	--

21年改正省令附則第3条に定めるもののほか、特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止に係る変更の届出（新基準適合期限延長）及び特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出（浮き屋根新基準適合期限延長）に必要な事項は、次のとおりとする。

#### 1. 届出方法

屋外タンク貯蔵所1基毎に届け出すること。

#### 2. 届出書の記載要領

届出書の記載要領は、第2編（P40～P41）を参照すること。なお、危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定期日を記載する欄には、当該予定期日を明確に記載すること。

提出部数は、1部とすること。

#### 3. 添付図書

- (1) 休止措置の内容を変更する場合は、変更前の内容と変更後の内容を比較することができる図面及び変更後の措置の実施状況を写した写真
- (2) その他、変更内容を確認するために必要な図書

#### 4. 留意事項

危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定期日を変更することは可能である。しかし、休止とは一時的な使用の休止をいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第12条の6の規定による廃止の届出を行わなければならない。